

※ 関連した質問が「成年後見編」にも記載してあります。

- 1 未成年後見人選任の申立て
- 2 未成年後見と養子縁組
- 3 未成年後見人の職務

1 未成年後見人選任の申立て

Q 1 親権者だった母が亡くなりました。母が残した保険金があり、私は受け取れたのですが、弟は未成年なので後見人が必要と言われました。私が弟の代わりに受け取ることはできませんか。

未成年後見人選任の申立てが必要です。後見人を誰にするかは裁判所の判断によりますが、あなた自身を候補者として申立てをすることができます。あなたが後見人に選任されれば後見人として弟さんに代わって保険金を受け取ることができます。なお、受け取った保険金については、弟さんのために管理する必要があります。

Q 2 未成年後見人には、必ず候補者が選任されるのですか。

裁判所では、申立書に記載された未成年後見人候補者が適任であるかどうかを審理します。その結果、候補者が選任されない場合があります。事案によっては、候補者以外の方（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職など）を未成年後見人に選任することがあります。

Q 3 未成年後見人に選任されると、後見人の個人情報未成年者の戸籍に記載されると聞きました。どのような個人情報が記載されるのですか。

未成年後見人の氏名、本籍及び未成年後見人の戸籍の筆頭者名です。

Q 4 甥の後見人になるために未成年後見人選任の申立てをしましたが、私を選ばれない場合があるとされました。それならば手続を止めたいのですが、取り下げることはできますか。

未成年後見人選任の申立ては家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。申立人が希望する方が後見人に選任される見込みがないという理由では、申立ての取下げは許可されないと思われます。なお、審判後は申立ての取下げはできません。

Q 5 未成年後見人が遺言で指定されていた場合は、どうなりますか。

裁判所の審理を経る必要はありませんが、指定により未成年後見人になった人は戸籍の届出をする必要があります。また、裁判所が選任した未成年後見人と同様、裁判所の監督を受ける場合もあります。

Q 6 未成年者の父母が亡くなりました。相続放棄をしたいのですが、未成年者には親権者や後見人がいません。もうすぐ熟慮期間が満了するのですが、期間伸長の申立てが必要でしょうか。

期間伸長の申立てが必要かどうかは、後見事件を担当する裁判所では回答できません。法テラスや弁護士会等の法律相談などの利用をご検討ください。

2 未成年後見と養子縁組

Q 7 私は独身ですが、未成年の子どもと養子縁組しました。私が死んだときには、養子の実親の親権が自動的に復活するのですか。

養親が死亡しても実親の親権は自動的に復活しないと考えられます。

Q 8 未成年者と未成年後見人の養子縁組を考えていますが、手続について教えてください。

①未成年者が15歳未満か否か、②後見人が未成年者の直系尊属か否か、③監督人が選任されているか否か、によって必要な手続が異なります。①②③を確認して、裁判所に連絡してください。未成年後見人のしおりにも記載されています。

Q 9 妹が亡くなりました。妹はシングルマザーとして娘を育てていました。私は独身ですが、妹の娘は小学生で、監護する者が必要なので、私が養子として引き取りたいと思います。どのような手続が必要になりますか。

まず、未成年後見人選任の申立てが必要です。あなたが未成年後見人に選任された場合は1つ上の質問に対する回答と同様です。別の人未成年後見人になった場合には、「未成年の養子縁組の許可」の申立てのほか、その人の承諾を得ることが必要です。

3 未成年後見人の職務

Q 10 未成年後見人や監督人に第三者が選任された場合の報酬はどのくらいの金額ですか。

未成年後見人、監督人に対する報酬は、裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、未成年者の財産の中から支払われます。

具体的には、未成年後見人等として働いた期間、未成年者の財産の額や内容、未成年後見人等の行った事務の内容などを考慮して決定します。

Q 11 私は未成年者のおばで、未成年後見人になっていますが、私は未成年者の扶養義務者になるのでしょうか。

未成年後見人が必ず扶養義務者になるわけではありません。未成年後見人が未成年者の祖父母や兄弟姉妹の場合には扶養義務者に当たりますが、おじ・お婆の場合には、原則として扶養義務者には当たりません。

Q 1 2 未成年者はすでに就職し、自立しています。それでも未成年者名義の預貯金通帳は後見人が管理しなければいけませんか。

どのような方法を取るかは後見人の裁量判断に委ねられていますが、間接的にせよ後見人が財産を管理できる相当な方法をとる必要があります。

以上